

議案第26号

松阪市放課後児童クラブ施設条例の一部改正について

松阪市放課後児童クラブ施設条例（平成18年松阪市条例第4号）の一部を次のように改正する。

平成25年2月20日 提出

松阪市長 山中 光茂

松阪市放課後児童クラブ施設条例の一部を改正する条例

松阪市放課後児童クラブ施設条例（平成18年松阪市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第6条の2第2項」を「第6条の3第2項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。